

第6回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成18年2月6日（月）午後2時00分～午後4時45分

2 開催場所

岡山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

仮谷寛志委員，小島淳委員，金馬健二委員，齊藤泰清委員，末金絹枝委員，長岡哲次委員，仁後八重子委員，益田佐和子委員，松田克義委員，的場真介委員，山崎博幸委員

※天野和生委員，橋本明久委員は都合により欠席

（事務担当者）

近藤悦示主任書記官，伊藤のりえ主任書記官，渡辺美恵子民事訟廷管理官

山本信善事務局長，栗栖清次民事首席書記官，須谷好晴事務局次長，奥靖史総務課長，大林俊二総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会宣言（総務課長）

(2) 所長あいさつ

(3) 委員の自己紹介

(4) 委員長の選任

長岡哲次委員が委員長に選任された。

(5) 前回までの岡山地方裁判所委員会の議事概要報告

事務局長から，前回までの岡山地方裁判所委員会における意見交換の概要等について，報告がされた。

(6) 意見交換

伊藤のりえ主任書記官及び近藤悦示主任書記官から，少額訴訟及び調停事件

の手續の実情について、説明があり、その後「市民間の紛争、特に隣人間の争い、不動産の明渡し、交通事故等の紛争に関する民事訴訟手續の実情等について」をテーマに意見交換が行われた（発言の要旨は5のとおり）。

(7) 次回の予定

日 時 6月22日（木）午後2時

テーマ ア 労働審判法の施行の状況について

イ 裁判員裁判の広報の在り方について

5 意見交換（市民間の紛争、特に隣人間の争い、不動産の明渡し、交通事故等の紛争に関する民事訴訟手續の実情等について）の発言要旨（○委員、□事務担当者）

○ 簡易裁判所の書面は、地方裁判所の書面と比べると、噛み砕いた表現になっているが、まだ難しい言葉が入っていると思う。

また、調停はいい制度だと思うが、待ち時間が長いときがあるので、当事者双方が調停の席に同席して手續を進めることがあってもよいのではないか。

○ 少額訴訟については、受付でも丁寧に説明されたりして、スムーズに運営されているように思う。

調停委員に対する指導は、日ごろどのようにされているのか。

○ 調停の席に当事者双方が同席することについては、そのような申し出があったときに、裁判官の判断で、同席で調停を行うか否か決めているのが岡山の実情である。

□ 待ち時間については、裁判所に来ていただく時間を申立人と相手方とでずらすなど、できるだけ待ち時間のないように配慮しているが、調停の進行具合によっては、待ち時間が長くなることもある。

○ 時間の配分については、調停委員に対し、当事者双方の時間が公平になるよう指導している。

□ 少額訴訟については、定型の書式があったりして、手続に乗せやすいものもある。また、少額訴訟であっても、そのような書式を利用できないような訴えについても、他の事件よりも多めに時間を取って、裁判のときに、裁判官が事情をよく聞くようにしており、解決に至るよう工夫している。

なお、少額訴訟の制度については、金銭請求の背後に隠れた争いの本質部分、当事者双方が感情的にすれ違うこととなってしまった切っ掛けを見つければ、解決への方向が見いだせることもあり、そのようなときには、いい制度だと感じている。

○ 少額訴訟は、訴えがあつてからどのくらいで終了しているのか。

□ 申立から1か月ほどで終わっている。

○ 調停が全国的に減少しているが、その原因はどこにあるのか。

□ 一般の調停は事件数がそれほど増減していないが、特定調停の事件数が平成16年から平成17年で約半分に減っているのので、全体として事件数は減っていることになる。特定調停の事件数が減少している原因は、定かではないが、社会の経済状況が影響していると思われる。

○ 少額訴訟は、敷金返還訴訟などの消費者保護関係で効果を上げていると思う。ただ、職員の苦労も大変なものであると理解しているが、職員の増員や配置はどのようにされているのか。

○ 人員については、なかなか増員が困難な状況にあり、どの部署も限られた人員で事務を処理している。

以 上